

鷲浦町(小佐木除く)

# 三原市かんきょうカレンダー

## 不法投棄は重大な犯罪です

(5年以下の懲役もしくは、1千万円(法人は3億円)以下の罰金)

## クリーンな生活環境を 保全しましょう。

廃棄物の不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁じられており、違反した場合には重い罰則が科せられます。近隣の迷惑になることはもちろん、環境にも大きな影響を与えます。

環境の破壊や再生資源の散乱の原因となる不法投棄の防止に、行政、警察、地元住民、事業所及び土地所有者が一体となって対応し、清潔で美しいまちづくりを推進しましょう。

**不法投棄禁止**  
No Dumping Here! 禁止非法投弃垃圾  
불법투기 금지 É Proibido Jogar Lixo Aqui!

**ごみを投棄すると処罰されます**



Offenders will be punished.  
非法投弃垃圾将受到处罚。  
쓰레기를 버리면 처벌을 받습니다.  
Os infratores serão punidos.

5年以下の懲役、もしくは  
1,000万円以下の罰金  
Maximum of 5 years of imprisonment or  
a fine of up to 10 million yen.  
5年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金。  
5년 이하의 징역, 혹은 1,000만 원 이하의 벌금  
Penas de prisão de até 5 anos ou  
multas de até 10 milhões de yens.

**不法投棄を目撃の方は  
通報してください**  
Please call us if you find any illegal waste disposal.  
非法投弃垃圾发现者请  
举报电话: 0848(67)0110 0848(63)1210  
0848(67)0110 0848(63)1210

三原警察署 ☎ 0848 (67) 0110  
Mihara Police Station  
三原警察署  
미하라 경찰서  
Estação Policial de Mihara

三原市環境施設課 ☎ 0848 (63) 1210  
Mihara City Environmental Facility Division  
三原市環境施設課  
미하라시 환경관리과  
Divisão de Gerenciamento do Meio-Ambiente da Cidade de Mihara

ごみステーションの利用上(りようじょう)の注意(ちゅうい)、お問い合わせ先(といあわせさき)については、裏表紙(うらひょうし)を見(み)てください。

| 大型ごみの予約(環境施設課へ) |   |                          |
|-----------------|---|--------------------------|
| 電話番号            | (0848)63-1210   | 収集日前日(土・日曜日は除く)の16時30分まで |
| F A X           | (0848)67-6069   |                          |
| インターネット         | 右のQRコードをご利用ください。<br> | 収集日前日(土・日曜日は除く)のお昼12時まで  |

分別ガイド



三原市公式LINE  
(ごみ出し日のお知らせ)  
スマートフォン版



三原市公式LINE  
(ごみ出し日のお知らせ)  
パソコン・タブレット版



収集日(指定曜日)

### もやす

もやすごみ  
まいしゅう か きんよう び  
毎週火・金曜日

### 不燃

ふ ねん ぶつ  
不燃物  
だい げつよう び  
第1・3月曜日

### びん・飲料缶

びん・飲料缶  
だい げつよう び  
第1・3月曜日

### ペット

ペットボトル  
だい げつよう び  
第2・4月曜日

### 容プラ

ようき ほうさう  
容器包装プラスチック  
だい げつよう び  
第2・4月曜日

### 発火・有害

はっかせい ゆうがい  
発火性・有害ごみ  
だい げつよう び  
第5月曜日

### 大型

【予約制】  
おおがた  
大型ごみ  
だい げつよう び  
第1~4月曜日

※発火性・有害ごみの日(第5月曜日)、12月の第4月曜日は大型ごみの収集はありません。ご注意ください。

収集日(指定曜日)

**もやす**

もやすごみ  
毎週火・金曜日

**不燃**

不燃物  
第1・3月曜日

**びん・飲料缶**

びん・飲料缶  
第1・3月曜日

**ペット**

ペットボトル  
第2・4月曜日

**容プラ**

容器包装プラスチック  
第2・4月曜日

**発火・有害**

発火性・有害ごみ  
第5月曜日

**大型**

【予約制】  
大型ごみ  
第1~4月曜日  
(12月第4回目は除く)

令和6年4月

| 日  | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|----|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
|    | 1<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 2<br>もやす  | 3  | 4  | 5<br>もやす  | 6  |
| 7  | 8<br>ペット<br>容プラ<br>大型    | 9<br>もやす  | 10 | 11 | 12<br>もやす | 13 |
| 14 | 15<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 16<br>もやす | 17 | 18 | 19<br>もやす | 20 |
| 21 | 22<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 23<br>もやす | 24 | 25 | 26<br>もやす | 27 |
| 28 | 29<br>発火・有害              | 30<br>もやす |    |    |           |    |

令和6年5月

| 日  | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|----|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
|    |                          |           | 1  | 2  | 3<br>もやす  | 4  |
| 5  | 6<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 7<br>もやす  | 8  | 9  | 10<br>もやす | 11 |
| 12 | 13<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 14<br>もやす | 15 | 16 | 17<br>もやす | 18 |
| 19 | 20<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 21<br>もやす | 22 | 23 | 24<br>もやす | 25 |
| 26 | 27<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 28<br>もやす | 29 | 30 | 31<br>もやす |    |

令和6年6月

| 日  | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土        |
|----|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----------|
|    |                          |           |    |    |           | 1        |
|    | 3<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 4<br>もやす  | 5  | 6  | 7         | 8<br>もやす |
| 9  | 10<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 11<br>もやす | 12 | 13 | 14<br>もやす | 15       |
| 16 | 17<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 18<br>もやす | 19 | 20 | 21<br>もやす | 22       |
| 23 | 24<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 25<br>もやす | 26 | 27 | 28<br>もやす | 29       |
|    | 30                       |           |    |    |           |          |

令和6年7月

| 日  | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|----|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
|    | 1<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 2<br>もやす  | 3  | 4  | 5<br>もやす  | 6  |
| 7  | 8<br>ペット<br>容プラ<br>大型    | 9<br>もやす  | 10 | 11 | 12<br>もやす | 13 |
| 14 | 15<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 16<br>もやす | 17 | 18 | 19<br>もやす | 20 |
| 21 | 22<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 23<br>もやす | 24 | 25 | 26<br>もやす | 27 |
| 28 | 29<br>発火・有害              | 30<br>もやす | 31 |    |           |    |

令和6年8月

| 日  | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|----|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
|    |                          |           |    | 1  | 2         | 3  |
| 4  | 5<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 6<br>もやす  | 7  | 8  | 9<br>もやす  | 10 |
| 11 | 12<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 13<br>もやす | 14 | 15 | 16<br>もやす | 17 |
| 18 | 19<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 20<br>もやす | 21 | 22 | 23<br>もやす | 24 |
| 25 | 26<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 27<br>もやす | 28 | 29 | 30<br>もやす | 31 |

令和6年9月

| 日  | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|----|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
| 1  | 2<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 3<br>もやす  | 4  | 5  | 6<br>もやす  | 7  |
| 8  | 9<br>ペット<br>容プラ<br>大型    | 10<br>もやす | 11 | 12 | 13<br>もやす | 14 |
| 15 | 16<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 17<br>もやす | 18 | 19 | 20<br>もやす | 21 |
| 22 | 23<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 24<br>もやす | 25 | 26 | 27<br>もやす | 28 |
| 29 | 30<br>発火・有害              |           |    |    |           |    |

| 令和6年10月 |                          |           |    |    |           |    |
|---------|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
| 日       | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|         |                          | 1<br>もやす  | 2  | 3  | 4<br>もやす  | 5  |
| 6       | 7<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 8<br>もやす  | 9  | 10 | 11<br>もやす | 12 |
| 13      | 14<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 15<br>もやす | 16 | 17 | 18<br>もやす | 19 |
| 20      | 21<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 22<br>もやす | 23 | 24 | 25<br>もやす | 26 |
| 27      | 28<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 29<br>もやす | 30 | 31 |           |    |

| 令和6年11月 |                          |           |    |    |           |    |
|---------|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
| 日       | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|         |                          |           |    |    | 1<br>もやす  | 2  |
| 3       | 4<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 5<br>もやす  | 6  | 7  | 8<br>もやす  | 9  |
| 10      | 11<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 12<br>もやす | 13 | 14 | 15<br>もやす | 16 |
| 17      | 18<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 19<br>もやす | 20 | 21 | 22<br>もやす | 23 |
| 24      | 25<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 26<br>もやす | 27 | 28 | 29<br>もやす | 30 |

| 令和6年12月 |                          |              |    |    |           |       |
|---------|--------------------------|--------------|----|----|-----------|-------|
| 日       | 月                        | 火            | 水  | 木  | 金         | 土     |
| 1       | 2<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 3<br>もやす     | 4  | 5  | 6<br>もやす  | 7     |
| 8       | 9<br>ペット<br>容プラ<br>大型    | 10<br>もやす    | 11 | 12 | 13<br>もやす | 14    |
| 15      | 16<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 17<br>もやす    | 18 | 19 | 20<br>もやす | 21    |
| 22      | 23<br>ペット<br>容プラ         | 24<br>もやす    | 25 | 26 | 27<br>もやす | 28 ※1 |
| 29 ※1   | 30 ※1<br>発火・<br>有害       | 31 ※2<br>もやす |    |    |           |       |

| 令和7年1月 |                            |           |      |      |           |      |
|--------|----------------------------|-----------|------|------|-----------|------|
| 日      | 月                          | 火         | 水    | 木    | 金         | 土    |
|        |                            |           | 1 ※3 | 2 ※3 | 3 ※3      | 4 ※3 |
| 5 ※3   | 6 ※4<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 7<br>もやす  | 8    | 9    | 10<br>もやす | 11   |
| 12     | 13<br>ペット<br>容プラ<br>大型     | 14<br>もやす | 15   | 16   | 17<br>もやす | 18   |
| 19     | 20<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型   | 21<br>もやす | 22   | 23   | 24<br>もやす | 25   |
| 26     | 27<br>ペット<br>容プラ<br>大型     | 28<br>もやす | 29   | 30   | 31<br>もやす |      |

| 令和7年2月 |                          |           |    |    |           |    |
|--------|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
| 日      | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|        |                          |           |    |    |           | 1  |
| 2      | 3<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 4<br>もやす  | 5  | 6  | 7<br>もやす  | 8  |
| 9      | 10<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 11<br>もやす | 12 | 13 | 14<br>もやす | 15 |
| 16     | 17<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 18<br>もやす | 19 | 20 | 21<br>もやす | 22 |
| 23     | 24<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 25<br>もやす | 26 | 27 | 28<br>もやす |    |

| 令和7年3月 |                          |           |    |    |           |    |
|--------|--------------------------|-----------|----|----|-----------|----|
| 日      | 月                        | 火         | 水  | 木  | 金         | 土  |
|        |                          |           |    |    |           | 1  |
| 2      | 3<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型  | 4<br>もやす  | 5  | 6  | 7<br>もやす  | 8  |
| 9      | 10<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 11<br>もやす | 12 | 13 | 14<br>もやす | 15 |
| 16     | 17<br>不燃<br>びん・飲料缶<br>大型 | 18<br>もやす | 19 | 20 | 21<br>もやす | 22 |
| 23     | 24<br>ペット<br>容プラ<br>大型   | 25<br>もやす | 26 | 27 | 28<br>もやす | 29 |
| 30     | 31<br>発火・<br>有害          |           |    |    |           |    |

- ◎ごみは収集日の朝7時30分までにしてください。
- ◎大型ごみは予約制です。電話・FAXは収集日前日(土・日曜を除く)の16時30分までに、インターネットは収集日前日(土・日曜を除く)のお昼12時までに予約してください。
- ◎ごみステーションの多くは町内会や自治会の所有となっており、その管理は各町内会・自治会でされています。利用される場合は、地域の了承を得て、決められたルールに従ってください。

### 祝日・年末年始のごみ収集及び工場開場日について

※月曜日から金曜日は、祝日でもごみ収集及び清掃工場・不燃物処理工場の開場をしています。開場時間は8時30分～12時00分、13時00分～16時30分です。  
 ※1 令和6年度の年末特別開場日は、12月28日(土)～30日(月)です。開場時間は8時30分～12時00分、13時00分～16時30分です。

※2 12月31日(火)は清掃工場・不燃物処理工場への直接搬入はできません  
 ※3 1月1日(水)～5日(日)は、ごみ収集及び清掃工場・不燃物処理工場の開場はありません。  
 ※4 年始のごみ収集は1月6日(月)から開始します。

★つぎのページで分別やごみの出し方についての説明をしています。参考にしてください。

## ごみを減らすために

### ① 買 い物は必要な分だけ!

ペンキやガス缶など、使い切れず中身が残った物の処分方法について、問い合わせが多くあります。せっかく購入しても使わなければ、最終的にごみとして処分することになってしまいます。



買い物をする前に在庫の有無や必要な量を確認し、無駄のない買い物を心掛けてください。

※購入した品物の消費期限に注意して、期限が切れる前に使い切るようにしましょう。

### ③ Rを心掛けよう(特にリデュース)!

**Reduce**  
(リデュース)

余分な物を買わない・もらわない。大事にして長く使う。最後まで使い切る。

**Reuse**  
(リユース)

使ってくれる人に譲る。  
リサイクルショップなどを利用する。

**Recycle**  
(リサイクル)

それでもごみになった物は分別して再資源化する。紙類(新聞、雑誌、段ボールなど)も再資源化できます。(※分別ガイド8・9ページ参照)

## よくある分別の間違い

### ●「びん・飲料缶」に、缶詰など食料品の缶が入っていた。 ※分別ガイド12・13ページ参照

びん

お酒などの飲み物や酢、醤油などの調味料、インスタントコーヒー、ジャムなどの食料品が入っていたびんのことです。

びんに付いているプラスチック製のふたは、上側の動く部分だけ外してください。びんから外せない下側の部分は、付けたまま出せます。



### ●「不燃物」にガス缶、電池、充電式小型家電、蛍光灯が入っていた。 ※分別ガイド7・12・14ページ参照

ガス缶、電池類、充電式小型家電類、蛍光灯類はそれぞれ別の袋に入れて「発火性・有害ごみ」で出してください。

※蛍光灯は買ったときに入っていたケースや箱に入れるか、新聞紙等で巻いて中身を書いた紙を貼って出してください。

割れた蛍光灯類は袋に入れて「発火性・有害ごみ」で出してください。

### ●容器包装プラスチックに不燃物のプラスチックが入っていた。 ※分別ガイド12・14ページ参照

## 飲料缶

ジュース、コーヒー、ビールなど飲み物が入っていた缶のことです。粉ミルクや調味料が入っていた缶、缶詰などの食料品の缶は「不燃物」です。



※ふたは外して、金属製のふたは「不燃物」に、プラスチック製のふたは「容器包装プラスチック」に、コルクは「もやすごみ」に出してください。

※紙のラベルは、付けたまま出すことができます。

※びんと飲料缶は同じ袋に入られます。

「容器包装プラスチック」は、♻️のリサイクルマークが目印です。タッパー（保存容器）や洗面器・バケツなどのリサイクルマークがついていないプラスチック製品は、「不燃物」で出してください。

## ●ペットボトルのラベル・キャップを外していない。 ※分別ガイド13・14ページ参照

「ペットボトル」は♻️のリサイクルマークが目印です。

ラベルとキャップは外して「容器包装プラスチック」に出してください。

※紙のラベルは、付けたまま出すことができます。

# ごみの出し方の注意点

## 袋の中身が見えるようにしてください

袋の中を新聞紙などで覆い、中身が見えないようにして出している場合があります。（主に「もやすごみ」）

その中の一部に、「もやすごみ」の袋の中にびんやガス缶・電池を入れるなど、分別の異なるごみを隠して出すという悪質な違反が見受けられます。

分別の間違いや危険な物があると判断されると、ケガや火災防止のため収集できない場合があります。

先のとがった物によるケガの防止、ごみの100%収集のためにも袋の中身が確認しやすいようにしてください。

※もやすごみで、個人情報など他者に見られたくない物を捨てる場合は、そのごみだけを色付きの袋に入れるなどしてから指定袋に入れて出してください。

## 袋の口は閉じてください

袋の口を閉じていないと中身が周囲に散乱してしまいます。ごみの散乱は収集に支障をきたしたり、周辺のお宅に迷惑をかけたりします。

ごみが袋から出てこないよう、きちんと袋の口を閉じて出してください。





みはらし  
ぶんべつがいで  
HP

# ごみの正しい出し方

もやすごみ指定袋

## もやすごみ 毎週火・金曜日

指定袋に入らないごみは  
もやすごみ処理券を貼ってください  
(長さ1m・直径40cm以内)

※段ボールや指定袋以外の  
袋で出すことはできません。

●重さ10kg以内



地域の資源回収に  
ご協力ください



透明な袋・中が透けて

## 不燃物

### 第1・3月曜日

●内容物は除き、  
水洗いをしてください。



## びん・飲料缶 第1・3月曜日

きれいなびん・飲料缶  
(スチール缶 ・アルミ缶 )

※資源化します。内容物は除き、水洗いをしてください。  
※汚れが落ちないものは不燃物へ



資源

見える袋等に入れてください

# ペットボトル 第2・4月曜日

## ラベル・ふたをはずしたペットボトル

ラベル・ふたを、はずしてペットボトルのみ出してください  
※資源化します。内容物は除き、水洗いをしてください。  
※汚れが落ちないものは、もやすごみへ



の  
マークが目印

# 容器包装プラスチック 第2・4月曜日

## ♻️ のマークが目印

※資源化します。内容物は除き、水洗いをしてください。  
※汚れが落ちないものは、もやすごみへ



製品を包んでいるものが目安になります。

発砲スチロール  
食品トレイ  
ペットボトルのラベル・ふた  
シャンプーボトル  
など

# 発火性・有害ごみ 第5月曜日

●別々の袋(45ℓ以内)に分けてください。

## 発火性危険ごみ

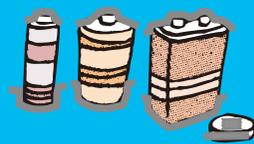


カセットボンベ  
ライター  
スプレー缶

※ふた・キャップを外して  
※中身を使い切って  
※中身を使い切れれば穴を開ける必要はありません。

## 電池

乾電池・ボタン電池  
リチウム電池



※電極を色付きテープなどで絶縁して

## 電池の外せない小型家電 充電式小型家電



ゲーム機・電気かみそり・電動歯ブラシ  
電子たばこ・モバイルバッテリー等

## 蛍光灯(有害ごみ)



※中身の表示をして  
※割れないようにして  
(買った時の箱に入れる  
新聞紙で巻くなどして)

# 大型ごみ 第1~4月曜日

予約制

●予約済と書いた紙を貼ってください。  
●1回3点まで  
(たてよこ高さの合計が150cmを越えるもの)  
収集日**前日**の**16時30分**までに  
環境施設課へ予約してください。

## 自転車等



自転車  
(子ども用含む)



一輪車  
(手押車)

## 大型の家庭用 電気器具類



オルガン・電子オルガン  
(二人で積み込み可能なもの)

## 家具類(木製を除く)



スチール製机



スチール製本箱

スチール製イス  
(ひじ掛けのあるもの)



パイプベッド



足踏みミシン  
(ポータブルミシンは  
不燃物)

●木製家具は、大型ごみでは 収集しません。(木製家具の出し方は、「家庭ごみの分別ガイド」に記載しています。)

化  
ご  
み



←分別ガイド(ぶんべつがいで)は、こちらから見(み)てください。

## 問い合わせ先

|   |                                    |   |
|---|------------------------------------|---|
| ごみの出し方・不法投棄<br>大型ごみの予約  | ☎(0848)63-1210<br>FAX(0848)67-6069 | <b>環境施設課</b><br>(三原市八坂町10227)                 |
| もやすごみの直接搬入<br>(受入時間) (土・日曜日、年末年始を除く)<br>8時30分～12時<br>13時～16時30分   | ☎(0848)62-4197                     | <b>三原市清掃工場<br/>(ストックヤード)</b><br>(三原市八坂町10227) |
| もやさないごみの直接搬入<br>(受入時間) (土・日曜日、年末年始を除く)<br>8時30分～12時<br>13時～16時30分 | ☎(0848)62-1200                     | <b>不燃物処理工場</b><br>(三原市八坂町10227)               |
| し尿・浄化槽汚泥の処理   | ☎(0848)62-4197                     | <b>三原市清掃工場内</b>                               |

|                  |                |              |
|------------------|----------------|--------------|
| 脱炭素社会推進補助        | ☎(0848)67-6194 | <b>生活環境課</b> |
| 小型浄化槽設置整備(個人設置型) | ☎(0848)67-6168 |              |

|                           |                |               |
|---------------------------|----------------|---------------|
| 小型浄化槽設置整備(市町村設置型)<br>大和地域 | ☎(0848)67-6124 | <b>下水道整備課</b> |
|---------------------------|----------------|---------------|

|            |                |              |
|------------|----------------|--------------|
| 町内溝掃除の泥土収集 | ☎(0848)67-6095 | <b>土木管理課</b> |
|------------|----------------|--------------|

|                                       |                |                  |
|---------------------------------------|----------------|------------------|
| ごみの出し方<br>資源集団回収・不法投棄<br>もやすごみ指定袋支援制度 | ☎(0848)86-1111 | <b>本郷支所地域振興課</b> |
|                                       | ☎(0847)32-7111 | <b>久井支所地域振興課</b> |
|                                       | ☎(0847)33-0222 | <b>大和支所地域振興課</b> |

- ごみステーションの多くは、町内会や自治会の所有となっており、その管理は各町内会・自治会で行われています。利用される場合は、地域の子承を得て、決められたルールに従ってください。
- 無断でごみステーション内の資源化ごみ(アルミ缶等)を持ち去る行為は、犯罪行為(窃盗罪など)になる場合があります。
- 行楽や通勤途中で、勝手にごみステーションを利用すると、地元のごみステーション管理に支障を及ぼします。ごみは、必ず持ち帰り、地域で決められたごみステーションに出してください。

お問い合わせ先  
〒723-0061 三原市八坂町10227 三原市生活環境部環境施設課  
TEL 0848-63-1210・FAX 0848-67-6069  
ホームページアドレス <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/23/>  
Eメールアドレス [kankyoshisetsu@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:kankyoshisetsu@city.mihara.hiroshima.jp)

## 一般廃棄物(固形)収集運搬許可業者一覧

市で収集しない一時多量ごみ(引っ越し・大掃除ごみ)等を個人で各工場へ搬入できない場合は、許可業者に依頼(有料)してください。詳しくは『家庭ごみの分別ガイド』をご覧ください。  
2024年1月現在

| 業者名                         | 所在地           | 電話番号          |
|-----------------------------|---------------|---------------|
| 三原総和(有)                     | 糸崎二丁目9-40     | (0848)64-3601 |
| 森川産業                        | 糸崎四丁目9-35     | (0848)62-6321 |
| 天満商事(有)                     | 小坂町3759-8     | (0848)66-3714 |
| 田中興運(有)                     | 古浜三丁目2-31     | (0848)67-4569 |
| ヤマモト                        | 城町三丁目1-1      | (0848)64-0582 |
| 三原クリーナー                     | 新倉二丁目6-16     | 050-3437-8162 |
| 広島環境整備(有)                   | 須波ハイツ三丁目23-13 | (0848)69-2207 |
| (有)モリタ美研                    | 宗郷四丁目9-12     | (0848)64-3824 |
| (有)ファーストエコノス                | 高坂町許山162-1    | (0848)66-3635 |
| ジャパンアメニティ(有)                | 長谷三丁目1-27     | (0848)66-4199 |
| 藤原リサイクル(有)                  | 中之町八丁目25-10   | (0848)67-7123 |
| (有)ウエスト三原                   | 西野五丁目22-3     | (0848)63-3909 |
| クリーンサービス                    | 沼田三丁目4-7      | (0848)66-5156 |
| (株)コレクとなかの                  | 沼田東町納所269-1   | (0848)60-2830 |
| 三原タイヤ(株)                    | 皆実三丁目1-24     | (0848)62-4170 |
| 村上商事(株)                     | 宮浦四丁目3-19     | (0848)67-6357 |
| 三陽環境管理(株)                   | 宮浦四丁目7-16     | (0848)64-1972 |
| (有)アイ・クリーン                  | 宮浦五丁目20-8     | (0848)63-7050 |
| (公社)三原市シルバー人材センター(剪定枝・草木のみ) | 宮沖五丁目9-32     | (0848)63-2266 |
| (有)石原(生木・草のみ)               | 本郷町上北方2319    | (0848)86-1881 |
| (株)ひかりクリーナー                 | 本郷南六丁目8-2     | (0848)86-3941 |
| (株)クローバー                    | 久井町江木103-23   | (0847)32-7799 |
| (有)グリーンアース                  | 久井町坂井原10253-6 | (0847)32-6451 |
| (株)大地産業                     | 小坂町10158-1    | (0848)66-0039 |
| (有)山崎美装                     | 大和町下徳良2456-3  | (0847)33-0070 |

(お断り)

- 1 許可業者一覧は、カレンダー作成時点のもので、記載事項に変更がある場合があります。
- 2 一般廃棄物の収集・運搬は、許可業者にしか依頼することはできません。
- 3 許可業者によって、取り扱い品目・方法・運搬料金等が異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。